

旭医大達第32号
令和6年3月12日

旭川医科大学化学物質・有害物・廃棄物等管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学化学物質・有害物・廃棄物等管理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学化学物質・有害物・廃棄物等管理委員会規程（平成16年旭医大達第62号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) <p>(構成)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 基礎医学講座の教員 2人 (2) 臨床医学講座の教員 2人 (3) 看護学科の教員 1人 (4) 一般教育（理系）の教員 1人 (5) 病院中央診療施設等の教員 1人 (6) 薬剤部長 <u>(7) 化学物質管理者</u>（新設） <u>(8) 特別管理産業廃棄物管理責任者</u>（感染性廃棄物の管理を除く。） 1人 <u>(9) 事務局企画調整役</u>（総務・教務担当） (10) その他委員長が必要と認めた教員</p>	(略) <p>(構成)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 基礎医学講座の教員 2人 (2) 臨床医学講座の教員 2人 (3) 看護学科の教員 1人 (4) 一般教育（理系）の教員 1人 (5) 病院中央診療施設等の教員 1人 (6) 薬剤部長 <u>(7) 事務局企画調整役</u>（総務・教務担当） <u>(8) 特別管理産業廃棄物管理責任者</u>（感染性廃棄物の管理を除く。） 1人 (9) その他委員長が必要と認めた教員</p>

2 前項の教員とは、教授、准教授、講師を云う。

3 前第1項第1号から第5号、第8号及び第10号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号から第5号、第8号及び第10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることがある。

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

化学物質等安全管理規程の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 前項の教員とは、教授、准教授、講師を云う。

3 前第1項第1号から第5号、第8号及び第9号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号から第5号、第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることがある。

(略)